

明治薬科大学オープンアクセスポリシー解説

(趣旨)

1 明治薬科大学は、本学において生産された研究成果を学内外を問わず広く公開することにより、学術研究の更なる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元すること、地域及び国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関するポリシーを以下のように定める。

(1) オープンアクセス(OA)とは

学術雑誌論文等がインターネット上で無料公開され、だれでも自由に利用できる状態をいう。

(2) オープンアクセスの方法

オープンアクセスには、大きく分けて以下の二つの方法がある。

・グリーン・オープンアクセス(グリーン OA)

機関リポジトリ等に登録し、無料で公開する方法

・ゴールド・オープンアクセス(ゴールド OA)

論文掲載料 (APC) を支払う等により、出版者のウェブサイトにおいて無料で公開する方法

(3) オープンアクセスのメリット

オープンアクセス化により、研究成果へのアクセスの平等が図られるだけでなく、研究成果の共有と再利用が進むことで、研究の効率化が可能となりイノベーションの創出が促進されることで社会への説明責任を果たすことができる。

【著者にとってメリット】

- ・ より多くの人に研究成果を読んでもらう機会を得られる。
- ・ 論文が引用される可能性が高まる。
- ・ 自分の研究成果をいつでも確認できる。

(研究者の範囲)

2 本ポリシーの対象者は以下の①から⑤のいずれかに該当する本学に在籍する研究者(以下「研究者」という。)とする。

①本学に在籍する教職員

②本学の名誉教授

③本学と雇用関係にある非常勤講師

④本学の大学院生の身分を有する者

⑤その他、本学の研究費又は本学の施設・設備を利用して研究活動を行う者で、上記①から④に該当しない者

(研究成果の公開)

3 本学は出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究者による研究成果（以下「研究成果」という。）を、明治薬科大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。また、研究者が退職等により本学に在籍しなくなった場合も、在籍時にリポジトリに登録した研究成果は引き続き保存・公開される。

(2) 「研究成果」の範囲

本方針の対象となる「研究成果」は、出版社、学協会、学内部局等（以下、「出版者」という。）が発行する学術雑誌に掲載された雑誌論文及び紀要論文である。また、本学の紀要・論集等に掲載された論文は無条件に対象となる。本方針対象外の研究成果（会議録，研究報告書等）であっても、任意でリポジトリに登録可能である。

(3) 著作権

研究成果の著作権は、リポジトリに登録することによって本学に移転しない。登録前の著作権者が著作権を保持し続ける。

(適用の例外)

4 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申出が研究者等からあった場合、当該研究成果の公開の可否については図書館・資料館運営委員会で協議のうえ決定する。

(1) 著作権等のやむを得ない理由の例

- ・共著者の合意を得られていない場合
- ・出版社による許諾を得られていない場合
- ・論文等の研究成果の公正性に疑義等が生じている場合
- ・その他、本学図書館長が公開を不適切と判断した場合

(適用の不遡及)

5 本ポリシー施行日前日までに出版された研究成果や、本ポリシー施行以前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーは適用されない。

(1) 本方針は、実施日（令和8年7月7日）以降に出版された研究成果に適用される。ただし、本方針実施以前に出版された研究成果についても、リポジトリ登録等による研究成果

の公開を推奨する。

（リポジトリへの登録）

6 研究者は、研究成果について、できるだけ速やかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「明治薬科大学リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

（1）リポジトリへの登録は、明治薬科大学機関リポジトリ運用指針に基づき登録を行う。

（その他）

7 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、図書館・資料館運営委員会が中心となり、産学連携・研究支援室等の関係部署と連携して定める。

（規程の改廃）

8 この規程の改廃は、教授会及び大学院薬学研究科会議の議を経て、学長が決定する。

本方針は令和8年7月7日に策定され、令和8年7月7日から実施する。